

岩手県告示第721号

平成21年8月21日付け岩手県報第10889号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成21年岩手県告示第666号）の内容について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成21年9月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
 - (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 釜石市甲子町第16地割3の183
 - (2) 所在が不明である通知の相手方 鈴木英徳
- 2 通知の内容を掲示した場所 釜石市役所